

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで
私は、結婚後の昭和41年8月に転居した後の国民年金保険料を転居先の町役場でおおむね年に1回納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、任意加入期間であり、12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間直前の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料を町役場で納付した国民年金印紙検認票を所持していること、申立期間直後の43年4月から44年3月までの保険料が印紙検認で納付されていることが国民年金手帳の43年度の国民年金印紙検認記録欄から確認できることから、申立期間前後の期間の保険料は町役場で納付済みであり、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで

私は、送付されてきた過年度納付書で昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を 52 年 3 月に納付した。その後、役所から連絡があり、同期間の保険料は納付済みであり、過年度納付書の納付期間は、本来、50 年 4 月から同年 6 月までと記載するところ、誤って同年 1 月から同年 3 月までと記載してしまったことから、同期間の保険料は同年 4 月から同年 6 月までの保険料とするとの連絡を受けたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書により、申立人は、申立期間直前の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年1月31日に現年度納付し、52年3月8日に同期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人に対して納付済期間の過年度納付書が誤って発行され、保険料が重複納付されたことが確認できる。この重複納付された保険料については、平成24年7月に還付決議が行われているが、重複納付された昭和52年3月以降の適当な時期に、還付又は充当処理が行われていないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間当初の昭和50年4月に転居しているが、転居後の区から申立期間の納付書は送付されず、申立期間直後の同年7月の保険料から送付されてきた納付書での納付を開始したとする申立期間当時の状況を具体的に記憶しており、申立期間直前の納付済期間の保険料を過年度納付した52年3月時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったと考えられる。よって、本来申立人に対し作成すべきは、申立期間の過年度納付書であったと考えられ、申立人は、52年3月に過年度納付した後に、役所から納付書の納付期間の記載誤りにより納付

期間を申立期間に訂正するとの連絡を受けたことを記憶しており、申立人が同年3月に過年度納付した保険料は、申立期間の保険料として収納されたものと考えるのが相当である。

さらに、申立人は申立期間前後の期間の保険料を納付期限内に現年度納付しており、申立期間以外の全ての国民年金加入期間の保険料を完納していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年5月15日、資格喪失日に係る記録を同年5月24日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月15日から同年5月24日まで
平成14年5月にA社に入社し正社員として働き始めたが、仕事内容が合わずに4日間で退職した。しかし、自分が保有する給与支払明細書では保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び雇用保険の加入記録によると、申立人が同社において平成14年5月15日に雇用され、同年5月23日に離職しており、申立人の申立期間における勤務が確認できる。

また、申立人から提出された平成14年5月分の給与支払明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険法第19条第2項（同月得喪）の規定を理解していなかったことから申立てどおりの被保険者資格の得喪に係る届出を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が保管している「厚生年金喪失記録(メモ)」及び現在の人事担当者の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和43年6月1日にA社B工場から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、資格喪失届を誤って提出したと思うとしていること、及び事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還

付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月8日は50万円、20年1月31日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月8日
② 平成20年1月31日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年12月8日は50万円、20年1月31日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得ることができない上、A社は平成23年12月*日に破産手続を開始していることから、当該破産管財人に照会したところ、破産処理に必要な書類以外は廃棄して保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 36 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から同年8月15日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、36 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年8月15日）より後の平成6年1月10日付けで、4年5月に遡って32万円に減額訂正されており、申立人のほかに従業員25名についても同日付けで、また、代表取締役及び取締役一人については4年9月7日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社は、商業・法人登記簿謄本によると、平成4年8月*日にB地方裁判所から破産宣告を受けており、また、当該登記簿謄本に申立人の氏名は無く、申立人は上記遡及訂正時には同社を退社していることから、申立人が当該遡及訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和35年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月21日から同年9月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、異動はあったものの、継続して勤務していたので、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人と一緒にA社本社から同社B工場に異動したとする同僚二人の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、上記同僚の供述から判断して、昭和35年8月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和35年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主及び元代表取締役は資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社D支店における資格取得日に係る記録を、それぞれ昭和26年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年6月20日から27年3月3日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C支店から同社D支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が保管していた人事発令に関する通知書及びB社から提出された社員台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和26年7月2日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年5月及び同社D支店における27年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の得喪日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年11月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録及び厚生年金基金加入員資格喪失届において確認できる標準給与から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る資格喪失届を誤って提出したことを認めていることから、事業主は昭和47年10月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 118 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月 27 日

申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、118 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年5月1日から同年8月1日まで
昭和49年5月1日にB社から同じ事業主が経営するA社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人と申立期間及びその前後の期間において同一事業所に勤務していた複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、B社及びその関連会社であるA社に継続して勤務（昭和49年5月1日にB社からA社に異動）していることが確認できる。

そして、A社の申立期間当時の事業主は、「昭和49年5月1日にB社の従業員7人が、関連会社であるA社に異動した。その全員について、厚生年金保険料を給与から控除していたはずである。」と回答している上、同日に異動した複数の同僚も、「当時、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和49年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所とされていないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は申立期間当時、法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所

の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月27日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録等から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和36年11月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成15年6月を47万円、同年9月及び同年10月を44万円、同年11月を47万円、同年12月を53万円、16年1月を44万円、同年2月を56万円、同年3月から同年10月まで及び同年12月から17年7月までを44万円、同年8月を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月6日から20年11月16日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い。一部期間の給与支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成15年6月、同年11月、同年12月、16年2月、同年3月、同年6月、同年8月、同年10月、17年7月及び同年8月について、申立人から提出された給与支払明細書から、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年9月、同年10月、16年1月、同年4月、同年5月、同年7月、同年9月及び同年12月から17年6月までについては、申立人は保険料控除額を確認できる資料を保有していないものの、当該期間の前後の期間における上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、当該期間においても前後の期間と同様の保険料控除額及び報酬月額であったと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特

例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年6月、同年9月から16年10月まで及び同年12月から17年8月までの標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額から、15年6月は47万円、同年9月及び同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月は53万円、16年1月は44万円、同年2月は56万円、同年3月から同年10月まで及び同年12月から17年7月までは44万円、同年8月は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額どおりの届出をし、社会保険事務所(当時)からの納入告知書どおりの保険料を納付したと回答していることから、事業主は、上記給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年8月、16年11月及び19年1月から20年10月までについては、上記給与支払明細書及びA社から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿から、当該期間の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間のうち、平成10年1月から15年5月まで、同年7月及び17年9月から18年12月までについて、申立人は、給与支払明細書等を保有しておらず、A社も、申立人の当該期間に係る源泉徴収簿等を保管していないことから、保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

また、オンライン記録には、申立人に係る標準報酬月額について、遡って訂正が行われている等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成22年5月1日から同年9月26日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額59万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月2日から同年12月20日まで
② 平成18年3月1日から22年9月26日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い。一部期間の給与支払明細書及び源泉徴収票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年7月2日から同年12月20日までの期間及び18年3月1日から22年9月26日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき、記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び申立期間②のうち、平成18年3月1日から22年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を適用し、同年5月1日から同年9月26日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②のうち、平成22年5月から同年8月までの標準報酬月額について、オンライン記録によると、28万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書及びA社から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿によると、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる平成21年4月から同年6月までは標準報酬月額59万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立期間①及び申立期間②のうち、平成18年3月から22年4月までについて、上記給与支払明細書、源泉徴収簿及び源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該期間の一部においてオンライン記録の標準報酬月額より高いものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年3月から同年9月までを44万円、同年10月から20年2月までを47万円、同年3月から同年8月までを59万円、同年9月から21年3月までを56万円、同年4月から22年4月までを53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成22年5月1日から同年9月13日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額62万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月1日から22年9月13日まで
② 平成21年12月25日

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額より低く、また、申立期間②の標準賞与額に係る届出が行われていないことが分かった。給与・賞与支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成18年3月1日から22年9月13日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき、記録訂正が認め

られるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成18年3月1日から22年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を適用し、同年5月1日から同年9月13日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成18年3月、同年5月から同年10月まで及び同年12月から22年4月までについては、申立人から提出された給与支払明細書及びA社から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成18年4月及び同年11月について、申立人は、保険料控除額を確認できる資料を保有していないものの、当該期間の前後の期間における上記給与支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、当該期間においても前後の期間と同様の保険料控除額及び報酬月額であったと認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成18年3月から22年4月までの標準報酬月額については、上記給与支払明細書及び源泉徴収簿において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、18年3月から同年9月までは44万円、同年10月から20年2月までは47万円、同年3月から同年8月までは59万円、同年9月から21年3月までは56万円、同年4月から22年4月までは53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額どおりの届出をし、社会保険事務所（当時）からの納入告知書どおりの保険料を納付したと回答していることから、事業主は、上記給与支払明細書等において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、平成22年5月から同年8月までの標準報酬月額について、オンライン記録によると、36万円と記録されている。

しかし、上記給与支払明細書及び源泉徴収簿によると、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成21年4月から同年6月までは標準報酬月額62万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を62万円に訂正することが必要

である。

- 3 申立人は、平成 21 年 12 月 25 日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、当該期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を適用することとなる。

申立人は、申立期間②に係る賞与支払明細書を提出しているものの、当該賞与支払明細書及び上記源泉徴収簿から、申立人は、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年9月30日は13万円、17年7月31日は18万7,000円、同年12月31日は22万円、19年12月31日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月
② 平成17年7月
③ 平成17年12月
④ 平成19年12月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給されたことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書、賞与一覧表及び源泉徴収簿により、申立人は、平成16年9月30日、17年7月31日、同年12月31日、19年12月31日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与一覧表において確認できる保険料控除額から、平成16年9月30日は13万円、17年7月31日は18万7,000円、同年12月31日は22万円、19年12月31日は30万円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は保険料を納付したか否かについては不明としているが、同社は、健康保険組合と社会保険事務所（当時）別々に届出を行っているため、届出漏れ等のミスがあったと考えられる旨供述しているところ、当該健康保険組合においても申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は申立てどおりの賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年5月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月14日から同年7月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C研究所から同社B事業所への異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び回答書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和40年5月14日に同社C研究所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年9月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年9月1日に同社B工場から同社本社に異動、同年10月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様に、昭和50年4月1日にA社の関連工場において被保険者資格を取得し、同年9月1日に同社本社に異動した複数の従業員の標準報酬月額及び申立人の同社C工場における同年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る資格取得届が提出された場合には、その後、資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年9月の

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和30年3月19日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月15日から同年4月1日まで
② 昭和32年11月25日から33年1月1日まで
③ 昭和41年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和30年3月15日に入社し、その後、申立期間②及び③に店舗間の異動はあったが、継続して勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和30年3月19日から平成11年10月31日までの期間について、A社における加入記録が確認できることから、申立期間①のうち、昭和30年3月19日から同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社C店（申立期間当時の適用事業所名はA社）において昭和29年3月9日に被保険者資格を取得した元従業員は、「申立人は自分の1年後輩として同社同店に入社し、販売員として勤務していた。」旨供述し、同社D営業所において30年3月20日に被保険者資格を取得した元従業員は、「申立人は中卒で、自分と同期入社である。申立人はC店に配属された。」旨供述している。

さらに、上記のA社C店の元従業員は、「自分は、高校を卒業してすぐに同社同店に販売員として入社した。」旨供述しているほか、昭和30年3月中に同社D営業所において被保険者資格を取得した上記元従業員を含む複数の元従業員も、「新卒で採用され、同社に販売員として勤務した。」旨供述している。

以上のことから、申立期間①当時、A社において新卒で販売員として採用された者については、入社と同時に厚生年金保険に加入していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和30年3月19日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C店における昭和30年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録並びにA社E店及び同社C店で勤務した複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社C店から同社E店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社E店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年1月1日であり、申立期間②において、申立人は異動前の同社C店において被保険者資格を有していたと考えるのが相当であることから、当該期間に係る異動日を同日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C店における昭和32年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保

険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び当該期間前後に申立人と同様にA社B店から同社C店に異動した複数の元従業員に係る厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年6月1日に同社B店から同社C店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和41年4月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年12月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年6月及び同年7月は34万円、同年8月から同年11月までは38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年6月30日から同年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、平成5年12月1日に同社の関連会社であるB社において被保険者資格を取得したことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年7月31日より後の6年1月7日付けで、遡って5年8月の随時改定の記録を取り消した上で、資格喪失日を同年6月30日とする処理が行われているほか、複数の元従業員においても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、上記処理日である平成6年1月7日において、同社は法人事業所であることが確認できることから、申立期間当時も同社は厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと判断される。

また、上記登記簿謄本によると、申立人がA社の取締役となった旨の記載は確認できない上、複数の元従業員は、「申立人は営業所長であったが、社会保険事務には関与しておらず、その権限は社長にあった。」旨供述していることから、申立人は、上記処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成5年6月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、申立人のB社における資格取得日である同年12月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記処理前のオンライン記録から、平成5年6月及び同年7月は34万円、同年8月から同年11月までは38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月から13年2月までの期間、14年4月及び同年5月、並びに15年7月から17年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年12月から13年2月まで
② 平成14年4月及び同年5月
③ 平成15年7月から17年2月まで

私の母は、私が20歳になった平成12年*月以降の申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ってくれたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料の免除申請に関与しておらず、免除申請を行ったとする申立人の母親は、申立人の免除申請を行った記憶はあるものの、免除申請を行った時期は覚えていないとしており、免除申請を行った時期に関する記憶が明確ではない。

また、母親は家族（父親、母親及び申立人）の保険料の免除申請を一緒に行っていたとしているが、申立期間①については、母親及び父親は同一日に申請免除されているものの、その申請は申立人が20歳になる前の平成12年5月に行われていることから、申立人の免除申請は単独で行われることとなる上、申立期間②については、父親は保険料が未納、母親は厚生年金保険加入期間となっており、申立期間③については、父親は保険料が未納、母親は15年7月から16年2月までの期間が厚生年金保険加入期間、同年3月から17年2月までの期間が未納とされていることなど、母親の記憶と相違するほか、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間前後の保険料の免除申請は、申立期間①後の平成13年4月9日、申立期間②後の14年7月31日及び申立期間③後の

17年4月1日に行われ、13年3月から14年3月までの期間及び同年6月から15年6月までの期間が全額免除期間、17年3月から同年6月までの期間が半額免除期間とされていることが確認できることから、母親が申立人の免除申請を行っていることはうかがえるものの、申立期間当時の申請免除は、免除申請日の属する月の前月から申請年度の末月までの間（14年7月以降は、申請日が1月から6月までの月である場合は、当年の6月までとなり、7月から12月までの月である場合は、翌年6月までとなる。なお、年度当初の4月から免除期間となる場合は、当該年度の5月中に免除申請を行う必要がある。）において、必要と認められる月の保険料を免除することとされていたことから、上記申請時点においては、制度上、申立期間の保険料の免除を行うことができない。

加えて、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人の母親が申立期間の保険料の免除申請をしていたことをうかがわせる新たな事情の説明や資料の提出も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年1月までの期間、同年7月から51年5月までの期間及び55年12月から59年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年1月まで
② 昭和49年7月から51年5月まで
③ 昭和55年12月から59年8月まで

私は、昭和48年9月以降は会社を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付しており、結婚後は夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間①及び②が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、会社を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年7月頃に払い出され、申立人は、当該手帳記号番号が記載されている国民年金手帳及び当該手帳記号番号と厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳の2冊を所持しており、当該2冊の年金手帳には、当該期間に係る国民年金被保険者資格の得喪記録の記載が無く、当該2冊の年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無いと述べているところ、当該期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

申立期間③については、申立人に係る特殊台帳によると、申立人が昭和47年9月1日に国民年金被保険者資格を取得し、48年7月17日に同資格を喪失した後、当該特殊台帳は、上記手帳記号番号が払い出された47年7月当時の居住地（実家）を管轄する社会保険事務所（当時）から当該期間当時の居住地を管轄する社会

保険事務所へ60年1月10日付けで移管されていることが確認でき、オンライン記録によると、当該特殊台帳が移管された時点において、当該期間直前の厚生年金保険被保険者期間の資格喪失月である55年12月を国民年金の資格取得日として記録が整備されていることが確認できる。この記録整備により、当該期間は国民年金の未納期間として管理されることになったものであり、年度別納付状況リスト（59年5月10日現在）においても、申立人の夫の国民年金に係る記録は確認できるが、申立人の記録は見当たらないことから、当該期間は、上記の記録整備が行われた60年1月までは未加入期間であったと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、当該期間後の昭和60年11月に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書作成時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、当該納付書作成時期において、保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13548 (事案 13018 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年3月まで
前回、申立期間の記録訂正は認められなかったが、私は、昭和46年2月に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付について記憶が明確ではないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年3月22日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人から新たな資料の提出等はない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和47年12月13日に払い出されており、申立人の国民年金の加入手続きはこの頃に行われたものと推認され、当該加入手続き時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人が申立期間同時に居住していた区では、申立期間当時の過年度保険料の納付方法について、手帳記号番号払出日より前の期間に係る過年度納付書は、被保険者から申出があった場合に発行することとされており、申立人は、申立期間の保険料の過年度納付の申出及び保険料の納付について憶^{おぼ}えていないと述べているほか、申立人から当時の納付状況に関する新たな証言及び資料が得られない状況にあることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがうことができない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳及び紛失したとする薄茶色の年金手帳のほかに、年金手帳を所持した記憶は無いと述べており、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から平成 3 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から平成 3 年 1 月まで
私の父は、私宛てに国民年金保険料の納付督促のはがきが届いたので、社会保険事務所（当時）に相談して、未納であった 20 歳からの私の保険料を 2 回に分けて全て納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納であった 20 歳からの自身の国民年金保険料を父親が 2 回に分けて全て納付してくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 5 年 2 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該払出月の翌月の同年 3 月には過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点では、申立期間の全てが時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、上記の手帳記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持しているが、これまでほかの年金手帳を所持したことはないと述べているところ、申立期間同時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、未納であった保険料を 2 回に分けて納付した後は、毎月の保険料を口座振替で納付していたと述べており、申立人が所持する領収証書及びオンライン記録によると、上記の過年度納付書が作成された平成 5 年 3 月において、申立期間直後の 3 年 2 月から 5 年 3 月までの保険料が過年度納付及び現年度納付により 2 回に分けて納付され、同年 4 月以降の毎月の保険料は納期限内に納付されていることが確認できることから、申立人の申立内容は申立期間直後からの納付記録と一致している。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の納付状況が不明であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年3月まで

私の母は、私の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、金融機関で保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を送付されてきた納付書で納付していたと述べているが、国民年金手帳払出一覧表によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年9月14日に払い出されており、申立人の所持する年金手帳には、「7.9.26 交付」の印が押されていることが確認でき、当該年金手帳の交付日時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、上記の年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持しているものの、これら2冊の年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと述べており、申立人に対して申立期間同時に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から59年8月1日まで
海外にある本社からA支社（現在は、B社）に派遣されて、勤務した申立期間の加入記録が無い。一度、「追加税」を忘れて、30万円を支払ったことを覚えている。事業主を通じて、毎月、政府に税金を支払っていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間におけるA支社の人事責任者及び申立人の後任者は、申立人が同支社に勤務していたことを覚えていると回答しており、申立人が同支社の業務に従事していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立人に係る資料が残っておらず、申立人の給与からの保険料控除等については不明である旨回答している。

また、上記人事責任者は、A支社においては、本社正社員の場合、派遣先での勤務期間も継続して、本社事業本部の人事部門が人事・給与管理を行い、派遣先では、本社の指示どおり、海外手当等も含めて会計業務のうち、支払サービスのみを提供し、同支社の判断で社会保険に加入させたことなどは一切無かった旨回答している。

さらに、申立人は、同じ雇用形態であったとする上司及び同僚の氏名を挙げているが、A支社に係る事業所別被保険者名簿等において、いずれの者も同支社の厚生年金保険被保険者として確認できない。

加えて、申立人は、A支社に勤務していた期間に、医療機関にて保険で治療を受けた記憶があるとしているが、同支社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の記録は無い上、昭和53年2月から59年7月までの被保険者資格取得者について、健康保険記号番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、居住地管轄の区役所に「追加税」を支払った記憶がある旨主張して

いるが、日本の厚生年金保険制度においては、事業主が被保険者の給与から厚生年金保険料を徴収し、その保険料を国に納付することが定められており、申立人が支払ったとする「追加税」は厚生年金保険料であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23886 (事案 3707、12215、20878 及び 23481 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年6月21日まで

A社(後にB社、さらにC社に変更。現在は、D社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して4度申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとの通知を受けた。今回、新たな資料は無いが、記録が無いのは行政側の責任であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社の元従業員の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるが、当時の同社の事業主から、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できないこと、同社の元従業員は、申立期間当時、申立人は請負業者の一員として勤務しており、請負業者の従業員は同社において厚生年金保険に加入していなかったために、同社に働きかけて、昭和33年6月21日に多数の請負業者の従業員が厚生年金保険に加入した旨供述していること、オンライン記録により、申立人が記憶している請負業者の元同僚1名も、申立人と同日の同年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること等から、当委員会の決定に基づき平成21年9月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、同僚の氏名を思い出したので再度調査してほしいと再申立てを行ったが、オンライン記録及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚を含む28名が申立人と同日の昭和33年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、申立人から提出のあったC社の経歴書からは、A社がB社に社名を変更した30年3月に申立人が同社の従業員になったことを確認できず、また、申立期間における厚生年金保険料の控除も確認できないこと等から、当委員会の決定に基づき平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに昭和36年から38年までの間に撮影されたとする当時の事業主を含む従業員の写真を提出し、当該写真及び自身の記憶から、事業主を含む従業員の人数は64名であったはずで、上記被保険者名簿における自身の健康保険整理番号が*番であることが不自然である旨主張した。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、申立人と同じく昭和33年6月21日に資格取得している28名を含め、同日において、B社には108名の被保険者がいたことが確認でき、申立人の主張する人数とは異なる上、上記被保険者名簿に取消しや遡及訂正等の不自然な記載は見当たらない。

また、上記写真のほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いことから、当委員会の決定に基づき平成23年10月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、新しい資料及び情報は無いが、当委員会の結論に納得できない、国の責任として申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしいと主張しているが、D社の人事担当者は、会社が合併を重ねてきた経緯もあり、当時の資料が一切無く、経緯を分かる者もいないとしており、同社から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、また、B社の元従業員3名はそれぞれ、申立人は請負業者の従業員であり、請負業者の従業員は昭和33年6月より前には保険料は引かれておらず、また、同社において請負業者の従業員とその他の従業員とでは就業時間が相違し支障を来したため、同年6月頃に同社内に労働組合を結成し一本化したときに、請負業者の従業員が社会保険に加入していないことに気付き、その大部分の従業員を社会保険に加入させるように働きかけたなどと供述していることから、当委員会の決定に基づき平成24年7月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社及びB社において、正社員として勤務しており、自身の厚生年金保険の加入記録が無いのは、社会保険事務所（当時）が記録を改ざんしたものであるから、新たな資料は無いが、申立期間を被保険者期間として認めてほしいと主張している。

このため、再度、D社に対し照会したところ、同社は、再度の調査により、労働組合が保管する労働組合加入届（以下「加入届」という。）を提出しており、加入届には、申立人の入社日は昭和33年5月21日と記録されていることから、同社では、申立人は、33年5月にはB社に勤務していたことが推測されるとしている。

一方、加入届に記載された入社日（昭和33年5月21日）とB社に係る被保険者名簿に記録された申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和33年6月21日）には1か月間の相違があるが、このことについて、D社は、定着性を見るため入社後一定期間経過した後、雇用保険を含む社会保険の加入手続を行っていたのではないかと推測できると回答している。

また、申立人の雇用保険の資格取得日は、厚生年金保険の資格取得年月日と同日であ

る昭和33年6月21日となっており、雇用保険の加入記録を確認できた2名の従業員の資格取得日も同日となっていることが確認できる。

さらに、昭和33年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している28名の従業員のうち、入社日が把握できる7名は、B社への入社日は同年3月又は同年4月であったとしており、同社では、申立期間において、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、被保険者名簿において昭和33年6月21日に被保険者資格を取得したことが確認できる28名について、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても資格取得日は同日と記録されており、被保険者名簿及び払出簿には記録が訂正されているなど不自然な点は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であった者がみられることから、自身が所属していたE組は請負業者ではなかったことが証明されたと思ふ旨主張している。

しかし、前回までの通知に記載されているとおり、A社（後のB社）の元従業員は、申立期間当時、同社には正社員のほかに請負従業員がおり社会保険には未加入であり、会社に働きかけて昭和33年に多数の請負従業員を厚生年金保険に加入してもらった旨供述している。また、申立人が、E組に所属していたとする従業員等の被保険者資格取得日を確認したところ、申立期間において、一部に被保険者が認められるものの、当該従業員等のうちの2名の被保険者資格取得日は申立人の取得日と同日である33年6月21日と記録されている上、他の組に所属していたとする元従業員の被保険者資格取得日についても同日と記録されていることから、E組が請負業者ではなく、その従業員の全てが同社の正社員で厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 30 日から 52 年 6 月 20 日まで

A社における厚生年金保険の加入期間は1年ほどとなっているが、その後も引き続き3年ほど勤務した記憶があるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は昭和 58 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる3人のうち一人は、申立人に係る資格喪失日（昭和 49 年 3 月 30 日）直後の昭和 49 年 4 月 8 日に被保険者資格を取得しているところ、同人は、「自身の入社日は昭和 49 年 4 月 1 日である。職務は事務員で自分一人であった。前任者の事務員（申立人）が退職し、自身が入社した。申立人の名前を聞いた覚えがあるが面識は無い。入社後に男性従業員から、前任者の退職理由は夫の本屋を手伝うためと聞いたことを覚えている。小さな事務所で自身が入社してから退職するまでの間の女性従業員は私だけであったので、申立人は申立期間に勤務していない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している事業主を除く同僚4人について、そのうち一人は死亡しており、回答のあった3人のうち役員であった一人は、「A社は30年ほど前に閉鎖し、一切の資料は整理処分した。申立期間に申立人が勤務していたか否かについては覚えていない。小さな会社で女性の従業員は一人で、パート・アルバイト社員はいなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 11 日から 14 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事記録及び勤怠記録により、申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 4 月 11 日から 14 年 2 月 19 日までの期間について、同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記勤怠記録によると、申立人は、平成 14 年 2 月 19 日を最後に出勤記録が無く、申立期間のうち、同年 2 月 20 日から同年 3 月 31 日までの期間の勤務実態は確認できない。

また、A社は、申立人は申立期間において社会保険には加入していない旨回答している上、上記人事記録の「厚年加入区分」欄には「非加入」と表示されていることが確認できる。

さらに、A社から提出のあった賃金台帳及び給与明細書によると、申立期間のうち、平成 13 年 4 月から 14 年 2 月までの給与から厚生年金保険料を含む社会保険料が控除されていないこと、及び同年 3 月の給与の支払は無いことが確認できる。

加えて、申立期間当時に申立人が居住していた地域を管轄する市役所の国民健康保険の加入記録によると、申立人は、申立期間において国民健康保険の被保険者となることが確認できる。

その上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を法定免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年から 45 年 3 月 28 日まで
ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には 24 歳か 25 歳のときに上京してすぐに勤めたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 43 年から 45 年 8 月 20 日まで継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てているところ、雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、44 年 10 月 13 日以降の期間について、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間当時のA社の事業主とは連絡が取れない上、同社の後継会社であるB社は、「申立期間当時の人事記録や厚生年金保険に係る記録等は残っていない。」と供述していることから、申立人の記憶している同僚及びA社において申立期間当時に厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人を覚えている者はいたが、申立人の勤務期間について記憶している者はおらず、これらの者から、申立期間のうち、昭和 43 年から 44 年 10 月 12 日までの期間における申立人の勤務について確認することができない。

また、A社において被保険者記録が確認できる同僚に係る雇用保険の記録によると、雇用保険の被保険者資格を取得してから厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで約 1 か月から 1 年を要している者がいることから、同社では、必ずしも従業員を勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させるのではなく、相当期間経過後に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、A社が加入していたC厚生年金基金の加入員記録によると、申立人の資格取

得日は昭和45年3月28日となっており、厚生年金保険の記録と一致していることから、同社の事業主は申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を同日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月11日から43年9月10日まで
② 昭和42年9月7日から44年11月1日まで
③ 昭和45年1月10日から48年3月20日まで

年金の受給手続のため年金事務所に行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金の支給記録がある昭和50年当時の社会保険事務所（当時）における事務処理においては、脱退手当金を支給する場合、脱退手当金請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給する旨の「脱手」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間①において発行された厚生年金保険被保険者証には「脱手」の表示が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が申立人に対して支給されたものと認められる。

また、申立人が申立期間③に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿における申立人欄にも、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されていることなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 48 年から 53 年 3 月 31 日まで継続して勤務していた。在職期間証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された人事記録及び在職期間証明書により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、A社は、申立人の被保険者資格喪失日を昭和 53 年 3 月 31 日と届け出たことが確認できる。

また、B社は、申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除については、不明と回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和 50 年から 55 年までの期間に被保険者資格を喪失している 194 人のうち、資格喪失日が月末日である者が申立人を含め 47 人いることが確認できる。

加えて、申立人と同様に月末日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、連絡先の判明した同僚及び従業員にA社における勤務状況や給与明細書等の保有状況を照会したところ、複数の従業員が月末日で退職したと回答しているが、保険料控除を確認できる資料は得られず、同社の資格喪失月に係る保険料控除の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 28 日から同年 8 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録において、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間には勤務していないが、25 日まで勤務していれば退職月まで厚生年金保険に加入させる取扱いであり、昭和 60 年 7 月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主の配偶者及び元総務部長を含む複数の元従業員は、「同社における給与支払は、20 日締め当月 25 日払いで、保険料は当月控除であった。」旨供述しているところ、申立人が提出した昭和 60 年 7 月の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、昭和 60 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元従業員から提出された同年 7 月及び同年 8 月の給与明細書によると、いずれの期間においても厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、申立人は、「昭和 60 年 8 月の給与明細書は所持していない。」と供述している。

ところで、申立人は、「自分は、昭和 60 年 7 月 27 日に退職したが、当時のA社では、25 日まで勤務していれば、退職月は厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」旨主張している。

しかしながら、上記元事業主の配偶者及び元総務部長を含む複数の元従業員は、申立人が主張するとおりの厚生年金保険の取扱いがあったかについては不明又は覚えていないとしている。

また、申立人の雇用保険の離職日は、厚生年金保険の資格喪失日の前日である昭和 60 年 7 月 27 日となっている上、同年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し

た複数の元従業員や申立期間前後に厚生年金保険の資格を喪失した複数の元従業員においても、雇用保険と厚生年金保険の資格喪失に係る記録は符合していることが確認できる。

さらに、昭和 60 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した複数の元従業員のうち、当委員会の照会に回答した者は、いずれも、「自分は、同年 7 月 31 日まで A 社で勤務していた。」旨供述している。

加えて、申立期間当時の元事業主は既に死亡しており、上記元事業主の配偶者は、「当時の資料は、平成元年の火災により焼失している。」と供述していることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第 14 条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人の A 社における資格喪失日は、昭和 60 年 7 月 28 日となることから、仮に、申立期間に係る保険料が控除されていたとしても、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。